

平成28年度から

個人住民税の特別徴収を徹底します

事業主の
みなさんへ

滋賀県と県内全ての市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

特別徴収制度は、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市民税、県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。

地方税法および市の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

なお、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を2回とすることができます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ 市民部 税務課（近江庁舎）
☎ 52-1556 FAX 52-8730

特別徴収のメリット



給与所得者（従業員）は…

- ・毎月、給与から徴収（引き去り）されるため、納め忘れがありません。
- ・納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
- ・納期が、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。

給与支払者（事業者）は…

- ・市が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

12月1日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

児童扶養手当とは、離婚によるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭で養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

これまで、公的年金（※）を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、こども家庭課で確認できます。年金証書をお持ちの上、お越しください。

今回の改正で

新たに手当を受け取れるのは…

- ・子どもを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

など



手続き方法

- ・児童扶養手当の受給には、各庁舎自治振興課、各行政サービスセンターまたはこども家庭課で申請が必要です。
- ・年金と手当の両方を受給している人は、喪失の手続きまたは額改定の手続きが必要になります。年金証書をお持ちの上、窓口へお越しください。

お問い合わせ こども未来部 こども家庭課（山東庁舎） ☎55-8112 FAX 55-4040